

2025年3月16日（日）14:00

（防疫措置に関すること）

愛知県特定家畜伝染病防疫部会  
農業水産局畜産課家畜防疫対策室  
家畜衛生グループ

担 当 草野、吉岡

内 線 3703、3704

ダイヤル 052-954-6424

（野鳥における対応に関すること）

愛知県環境局環境政策部自然環境課  
野生生物・鳥獣グループ

担 当 三輪、野倉

内 線 3068、3840

ダイヤル 052-954-6230

## 愛知県の家きん農場で確認された高病原性鳥インフルエンザ に係る監視強化区域等の解除について

2025年1月2日（木）から1月31日（金）に半田市、常滑市、阿久比町の家きん農場で確認された高病原性鳥インフルエンザ（1例目から8例目及び10例目から13例目）について、「監視強化区域解除検査」\*で異常がないことが確認できたため、農林水産省と協議した結果、3月17日（月）午前0時をもって監視強化区域（移動制限及び搬出制限を解除した後の10km圏内の区域で、生きた家きん、卵等について、持ち出し制限はないが、監視を強化する区域）を解除することとしました。

また、環境省が1月2日（木）に指定した野鳥監視重点区域について、1月31日（金）以降、新たな感染事例がなかったため、環境省は3月15日（土）に野鳥監視重点区域を解除しましたので、併せて、お知らせします。

### 1 監視強化区域解除の経緯等

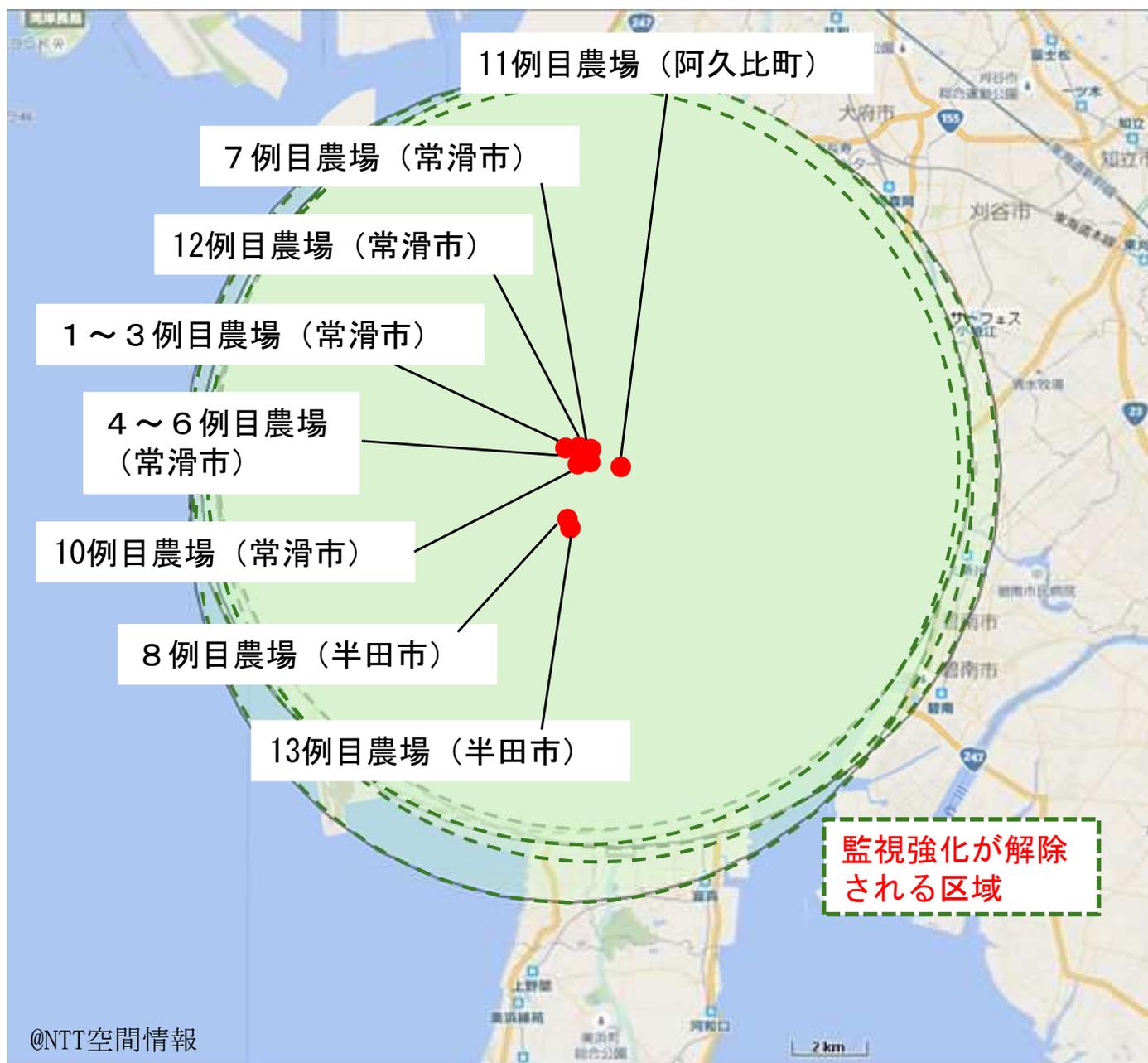
- (1) 本県13例目（同一の制限区域として扱う1例目から8例目及び10例目から13例目の発生農場の中で最後に防疫措置が完了した農場）の防疫措置完了（2月15日（土））以後、28日が経過した本日（3月16日（日））に、1例目から8例目及び10例目から13例目に係る監視強化区域内の農場を対象に監視強化区域解除検査を実施したところ、全ての農場で高病原性鳥インフルエンザの陰性が確認されました。
- (2) このことについて、農林水産省と協議した結果、1例目から8例目及び10例目から13例目に係る監視強化区域を3月17日（月）午前0時をもって解除します（解除する範囲は別紙参照）。
- (3) これにより、2025年1月に県内で発生した高病原性鳥インフルエンザ（1例目から13例目）に係る全ての制限区域が解除されます。

※ 監視強化区域解除検査：監視強化区域内で家きんを100羽以上飼養している農場を対象に実施する臨床検査

## 2 野鳥監視重点区域解除の経緯等

- (1) 1月2日(木)、環境省は発生農場の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、指定期間中、県環境局は野鳥監視重点区域で野鳥の監視・パトロールを実施しました。
- (2) 1月31日(金)以降、新たな感染事例がなかったため、3月15日(土)、環境省は野鳥監視重点区域の指定を解除しました。

# 1例目から8例目及び10例目から13例目の監視強化区域



 : 監視強化が解除される区域 (発生農場から10km円)